

## 蒲郡市中小企業緊急経済対策利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症又は原油・原材料の価格上昇の影響を受ける中小企業者等を支援するため、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証付き融資である愛知県経済環境適応資金融資制度に基づきサポート資金の融資を受けた者の当該融資に係る利子に対し、予算の範囲内において蒲郡市中小企業緊急経済対策利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「交付規則」という。）及び蒲郡市信用保証料等補助金の交付手続の特例に関する規則（平成8年蒲郡市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象利子)

第2条 補助の対象となる利子は、愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（平成13年4月1日実施。以下「県融資要綱」という。）第5第1号に規定するサポート資金（以下「サポート資金」という。）のうちセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、経済対策特別及び大規模危機対応について、協会の保証付き融資を受けた者が負担する利子とする。ただし、経済対策特別については、令和4年6月16日から令和5年3月31日までに協会の保証付き融資の申込みをした者が負担する利子に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号若しくは第5号の規定に基づき市長の認定を受けた特定中小企業者又は同条第6項の規定に基づき市長の認定を受けた特例中小企業者又は原油・原材料の価格上昇の影響を理由に県融資要綱第8第1項第1号ウの要件に該当する中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者（市内に居住し、及び市内に事業所を有する者をいう。）
- (2) 法人事業者（市内に本社（本店）を有し、及び市内に事業所を有する者をいう。）
- (3) 組合（市内に主たる事務所を有し、及び市内で事業活動をしている者をい

う。)

2 前項の規定にかかわらず、市税等の滞納者については補助の対象外とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、第1回利子の支払日から第12回利子の確定日までとする。ただし、第12回利子の確定日より前に返済期間が終了する融資（全額を繰上償還した融資を含む。）に係る利子については、返済期間が終了する日までを補助対象期間とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる融資の区分に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、返済遅延により加算された延滞利子は、補助の対象外とする。

(1) サポート資金のうち、経済対策特別を除く融資 当該融資に係る利子（融資を受けた日から起算して12回分を限度とする。）の支払額の5分の4に相当する額

(2) サポート資金のうち、経済対策特別の融資 当該融資に係る利子（融資を受けた日から起算して12回分を限度とする。）の支払額の2分の1に相当する額

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、補助対象期間の最終日の翌日から、その属する月の翌々月の末日までの間に、市長に提出しなければならない。

(1) 蒲郡市中小企業緊急経済対策利子補給補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 融資内容の分かる書類（信用保証書の写し等）

(3) 金融機関が発行した書類で、返済計画の分かるものの写し

(4) 金融機関が発行した書類で、返済実績の分かるものの写し

(5) 市税等において滞納がないことの証明書又は代理権授与通知書（第2号様式）

(6) 借入申込書の写し（借入申込みの年月日が確認できるもの）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、申請者が、令和3年3月31日までに補助対象期間が終了した融資に係る申請を行う場合は、前項に規定する書類を令和3年9月30

日までに市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定に関わらず、サポート資金のうち、経済対策特別の融資を受けた申請者が、令和4年12月16日までに補助対象期間が終了した融資に係る申請を行う場合は、同条第1項に規定する書類を令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付規則第5条の規定に基づき、交付決定を行い、蒲郡市中小企業緊急経済対策利子補給補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、蒲郡市中小企業緊急経済対策利子補給補助金交付請求書(第4号様式)により補助金の請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、サポート資金のうちセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号若しくは経営あ

んしん又はつなぎ資金の融資を受けた中小企業者等（第3条に該当する者に限る。）についても、補助金の交付を受けることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、サポート資金のうち大規模危機対応の融資を受けた中小企業者等（第3条に該当する者に限る。）についても、補助金の交付を受けることができる。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行し、改正後の規定は、令和2年3月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。